

特許業務法人  
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2018年3月

商標審査便覧の改訂

3月19日に以下内容に審査便覧の改訂が発表されました。

- (1)地域団体商標の商標登録出願に係る主体要件の明確化に係る改訂
- (2)歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願の取扱い
- (3)新しいタイプの商標に係る審査運用の更なる明確化
- (4)商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用

特に(4)の改訂により現在の審査実務が大きく変更されることに注意が必要です。

(現行審査便覧 41.100.03)

原則として、1区分内において、8以上の類似群コード(以下「類似群」という。)にわたる商品又は役務を指定している場合には、商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるものとして、商標の使用又は使用の意思の確認を行う。

一の商品又は役務で多数の類似群が付与されている商品又は役務であって、他に適当な表示が認められない場合には、その商品又は役務の類似群が2以上であっても、1の類似群として取り扱う(例えば21類の陶磁器は8以上の類似群を有するが他に適当な表示が認められないものとしてカウントは1とされる)。

(改訂審査便覧 41.100.03)

1区分内における指定商品又は指定役務に付与されている類似群数を単純にカウントする。例えば、現在1個としてカウントを行っている複数類似群が付与されている商品・役務についても、1個ではなく、付与されている数をカウントする。

1区分内における類似群の上限数は、「22個」とする。

小売等役務に関する取扱いの変更はない。

\*例えば11類の乾燥装置には22個の類似群が付与されており、出願時に11類の乾燥装置を指定した場合に、さらに11類で上記類似群以外の類似群を指定した場合には、商品の指定が広範な範囲に及んでいるものとして、商標の使用又は使用の意思の確認が行われるものと思われます。

上記改訂は経過措置がないことから、公表日(平成30年4月2日)以降に審査・審理を行う出願(公表日に審査・審判に係属しているすべての出願を含む。)について、改訂後の審査便覧が適用されることに注意が必要です。

以上